

## 採点方法について（案）

## 1 採点方法

- (1) 下記（左の表）の指標に基づき、6段階で採点してください。

採点の集計において、配点による倍率を乗じることとします。

評価		配点10点 の場合 ×1倍	配点15点 の場合 ×1.5倍	配点20点 の場合 ×2倍	配点30点 の場合 ×3倍
非常に優れている	10	10	15	20	30
優れている	8	8	12	16	24
問題はないが、選定には至らない	6	6	9	12	18
やや問題がある	4	4	6	8	12
問題がある	2	2	3	4	6
着眼点に示した内容に対して、該当する提案等がない	0	0	0	0	0

- (2) 採点は、第1次審査から第3次審査の各審査において、全事業者の選定に携わった委員の点数のみを集計します。
- (3) 採点の集計は、区分ごとに、各委員の採点の平均点（小数第2位切捨て。小数第1位まで）を採用し、それらを合計します。

## 2 留意事項

- (1) 選定を通過するには、各審査項目において5割以上を獲得する必要があります。

## ア 第1次審査・第2次審査

- (ア) 事業者の状況 12.5点以上（25点満点）
- (イ) 園の組織・体制 22.5点以上（45点満点）
- (ウ) 園の運営 40点以上（80点満点）

## イ 第3次審査

- (ア) 職員の育成・配置 7.5点以上（15点満点）
- (イ) 安全対策・危機管理体制 5点以上（10点満点）
- (ウ) ~~教育・保育内容に関する計画（現保育課程等）~~ 15点以上（30点満点）
- (エ) 支援・配慮を要する子ども及び家庭支援が必要な保護者への対応 5点以上（10点満点）
- (オ) 食育及び給食提供の考え方 5点以上（10点満点）
- (カ) 地域との連携等 7.5点以上（15点満点）
- (キ) 保護者に対する支援・連携及び苦情解決処理 5点以上（10点満点）

- (2) 選定を通過するには、(1)を満たし、かつ、全体の得点（第1次審査・第2次審査：150点満点、第3次審査：100点満点）が7割（第1次審査・第2次審査：105点、第3次審査：70点）以上を獲得する必要があります。

- (3) 同点の事業者が複数おり、かつ、当該事業者間の順位が審査の通過可否を左右する場合は、次の順序により選定における順位を決定することとし、それでもなお決まらない場合は、当該事業者のみ再評価を行う。

## ア 応募時点で、法人の所在地が市内の事業者

- イ 応募時点で、市内で保育所の運営実績がある事業者
  - ウ 審査項目「1 事業者の状況」の得点※が上位の事業者
  - エ 審査項目「1 事業者の状況」のうち区分「(1)事業者概要等」の得点※が上位の事業者
- ※第3次審査においては、第2次審査の当該得点